| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ハ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの | | | | | 一、八〇〇 |
| ニ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の八で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの | | | | | 二、七七五 |
| 軽自動車 | 二輪のもの（側車付のものを含む。） | | | | 二、七〇〇 |
| | 三輪のもの | | | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、三二五 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、九二五 |
| | 四輪以上のもの | 乗用 | 営業用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 四、一二五 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 五、一七五 |
| | | | 自家用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 五、四〇〇 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 八、一〇〇 |
| | | 貨物用 | 営業用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、二五〇 |


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ハ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの | | | | | 一、八〇〇 |
| ニ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の八で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの | | | | | 二、七七五 |
| 軽自動車 | 二輪のもの（側車付のものを含む。） | | | | 二、七〇〇 |
| | 三輪のもの | | | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、三二五 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、九二五 |
| | 四輪以上のもの | 乗用 | 営業用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 四、一二五 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 五、一七五 |
| | | | 自家用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 五、四〇〇 |
| | | | | 平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの | 八、一〇〇 |
| | | 貨物用 | 営業用 | 平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの | 二、二五〇 |